

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）の概要

1. 改正理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」という。）の一部の施行に伴い、特定署名用電子証明書記録情報の提供の方法を定めるほか、所要の規定の整備を行うため、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成15年政令第408号）について所要の改正を行うもの。

2. 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）の概要

（1）特定署名用電子証明書記録情報の提供の方法

- ① 特定署名用電子証明書記録情報の署名検証者等への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。
 - 一 地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて署名検証者等の使用に係る電子計算機に特定署名用電子証明書記録情報を送信する方法
 - 二 機構から特定署名用電子証明書記録情報を記録した電磁的記録媒体を署名検証者等に送付する方法
- ② 団体署名検証者が行う署名確認者への特定署名用電子証明書記録情報の提供は、団体署名検証者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて署名確認者の使用に係る電子計算機に特定署名用電子証明書記録情報を送信する方法により行うものとする。

（2）その他所要の改正

3. 根拠条文

整備法による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第18条第3項、第20条第5項及び第72条

4. 施行期日

令和5年5月8日（整備法附則第1条第7号施行日）を予定。